

次期中期目標案について（第6回）

令和2年2月5日
原子力規制庁

1. 経緯

令和2年1月8日の第51回原子力規制委員会において、事務局から原子力規制委員会第2期中期目標案について提案し、委員間で議論いただいた。

2. 原子力規制委員会第2期中期目標案について

原子力規制委員会でいただいた委員のご意見や、IRRS フォローアップミッション（令和2年1月14日～1月21日）の結果を踏まえた原子力規制委員会第2期中期目標案については別添1のとおり（下線部は第51回原子力規制委員会で議論した案からの主な変更箇所）。

〈資料一覧〉

- 別添1 原子力規制委員会第2期中期目標（案）
- 参考資料1 第51回原子力規制委員会資料（抜粋）
- 参考資料2 原子力規制委員会第1期中期目標

以上

(案)

制定 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第 1409031 号（平成 26 年 9 月 3 日原子力規制委員会決定））第 13 条の規定に基づき、原子力規制委員会第 2 期中期目標を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

「原子力規制委員会第 2 期中期目標」の制定について

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会第 2 期中期目標」を別添のとおり定める。

別添

原子力規制委員会
第2期中期目標
(案)

令和2年 月制定
原子力規制委員会

前文

原子力規制委員会の中期目標は、組織内のマネジメントを効果的・効率的に行う観点から、委員会の多岐に渡る施策を体系化し、それらの方向性やプライオリティを示すために作成している。この中期目標に沿って毎年度策定する年度重点計画により施策の目標を具体化し、その実施結果を評価することで、いわゆる PDCA サイクル¹を回し、継続的な改善を図っている。そして、このような取組は、原子力規制行政への信頼の向上につながるものとする。

第 1 期中期目標期間の取組を振り返ると、まず独立性・中立性・透明性の確保については、組織理念を定め、これに基づき公開議論を徹底し、科学的・技術的見地から意思決定する姿勢が定着した。原子力施設の安全規制に関しては、速やかに新規規制基準を策定し、適合性審査を進めるとともに、検査の実効性の向上を狙った制度改正を行った。核セキュリティ対策及び保障措置²の分野では、国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）の受入れ、個人の信頼性確認制度の導入、IAEA による保障措置拡大結論³の維持などの確な対応を行ってきた。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関する実施計画の審査や中期的リスクの低減目標マップの策定・改定を通じて、廃炉に向けた取組の監視を継続している。放射性同位元素等の規制に関しては、事業者からの許可申請の審査等を行うとともに、制度面では特定放射性同位元素の防護の規制を強化した。そして、全国各地における放射線の計測を確実に実施するとともに、防災訓練等を通じて原子力規制委員会の危機管理体制を充実させてきた。

組織及び体制についてみると、発足当初 473 人に過ぎなかった原子力規制庁の定員は、平成 31 年度当初定員では 1056 人に達している。この間、平成 25 年度には、文部科学省からの保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての業務の移管、独立行政法人原子力安全基盤機構の統合、原子力安全人材育成センターの設置が行われた。その後、平成 26～27 年度に原子力規制委員会設

¹ PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを循環させる継続的改善の仕組みのこと。

² 保障措置とは、核物質が平和目的だけに利用され、核兵器などに転用されないことを担保するために行われる検認制度のこと。

³ IAEA による保障措置活動についての評価は、拡大結論と拡大結論以外の結論に大別され、拡大結論以外の結論では申告された核物質が平和的活動に留まっていると評価されるのみであるのに対し、拡大結論では、申告された核物質について平和的な原子力活動からの軍事転用の兆候は見られず、また、未申告の核物質及び活動の兆候も見られないことから、すべての核物質が平和的活動に留まっていると評価される。日本は、初めて拡大結論が導出された 2003 年に行われた保障措置活動についての評価以降、2018 年の活動まで毎年継続して拡大結論を得ている（2020 年 2 月時点）。

1 置法の附則に基づく組織の見直しがなされ、原子力防災を内閣府に移管し、内閣府
2 政策統括官（原子力防災担当）が創設された（平成26年度）。さらに、平成27年度
3 及び令和元年度にIAEAの総合規制評価サービス（IRRS）による安全規制及び組織体
4 制全般についての多角的な評価を受け、その結果を踏まえた改善を図ること等によ
5 って、規制基盤の継続的改善に繋げてきている。

6
7 第1期中期目標の期間を、原子力規制行政の礎を固めるための期間と捉えるなら
8 ば、第2期中期目標期間は、原子力規制検査など着手して間もない取組を定着させ
9 たり、グレーデッドアプローチ⁴の更なる適用やバックフィット制度⁵の更なる体系
10 化を図ったりするなど、規制の根幹にある考えを規制活動に定着・浸透させる期間
11 であるといえよう。加えて、組織面では、将来にわたって、様々な規制ニーズに的
12 確に対応し、安全規制等を確実に引き続き行うために、新たな課題にしなやかに対応
13 できる組織作りを進めることが肝要である。そのような組織作りの一環として、形
14 式に拘泥し安易に前例を踏襲する弊に陥らず、原子力規制庁の個々の職員が主体的
15 に考え、課題に取り組むような組織文化を育む期間とも捉えられる。

16
17 第2期中期目標は、第1期に引き続き規制等の主要な活動に対応した構成として
18 いるが、上述の問題意識から、各施策の内容には、確実かつ継続的に実施する活動
19 に関する目標に加えて、新たな取組や、10～20年後をも見据え、原子力規制委員会
20 がミッションを果たし続けるためにこの5年間で備えるべきことに関する目標も
21 盛り込んだ。

22
23 原子力規制委員会は、この中期目標を起点とするPDCAサイクルにより継続的な
24 改善を図るとともに、これらの目標を達成することを通じて、「人と環境を守る」
25 という組織の任務を果たし続ける。

⁴ グレーデッドアプローチとは、安全上の重要度その他の原子力施設の特徴に応じた規制上の取
扱いをいう。

⁵ バックフィット制度とは、新たな知見等を基準に反映すること等により、既設の原子力施設に
対して最新の基準への適合を求める仕組みをいう。

1 第1 中期目標期間

2 2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年間とする。

5 第2 組織目標

6 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

9 第3 施策目標

11 1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

13 (基本的考え方)

- 14 ● 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸
15 外国及び国際機関との連携・協力等を図る。
- 16 ● 人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。

18 (戦略)

19 (1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 20 ● 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を
21 確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。
- 22 ● 透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に
23 取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切
24 な開示を徹底し、説明責任を果たす。
- 25 ● 国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けると
26 ともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーション
27 を継続的に改善する。
- 28 ● 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機
29 意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に
30 問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。
- 31 ● 組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、させるとともに、安全文
32 化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進めを継続し、その現状
33 を自己評価する。

35 (2) 規制業務を支える業務基盤の充実

- 36 ● 原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上
37 させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に
38 定着させる。その際、IRRSの指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な

1 業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。

- 2 ● 国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力
- 3 安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。
- 4 ● 適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をと
- 5 もに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。
- 6 ● 各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つ
- 7 ポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織の機能が全体として中長期的に持
- 8 続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。
- 9 ● 情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を
- 10 図る。
- 11 ● 訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正
- 12 に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を
- 13 適切に行う。

14 (3) 職員の確保と育成

- 15 ● 職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高
- 16 い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保
- 17 するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。
- 18 ● 新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規
- 19 制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。
- 20 ● 日々の OJT⁶に加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関
- 21 への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育
- 22 成に当たっては、行政事務能力（法令事務、国際業務等）と原子力規制に必要な
- 23 専門技術的能力（技術知識、緊急事態対応等）とのバランスを念頭において進め
- 24 る。
- 25 ● 職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うこ
- 26 とにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。
- 27 ● 業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイス
- 28 が実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケ
- 29 ーションを実現するための環境の整備を進める。
- 30 ● 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織
- 31 との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員
- 32 の人材育成を図る。
- 33

⁶ OJT (On-the-Job Training) とは、業務を通じての教育訓練のこと。

2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(基本的考え方)

- 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。
- 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。

(戦略)

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は3. を参照)
- 事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
- 原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。

(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 2. (4) に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。
- 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。
- 新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。

(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行

- 原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着を図り、検査の効果及び効率を向上させる。
- 事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。

(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- 原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
- バックフィット制度について、これまでの実績を踏まえ、円滑かつ効果的に制度が運用できるよう、改善点を抽出し、制度の体系化を図る。
- 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。

- 1 ● リスク情報を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上
2 の重要度に応じて規制要件などを見直す。
- 3 ● 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検
4 査等によって確認していく。
- 5 ● 事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアラン
6 スを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃
7 棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。
- 8 ● IRRS で受けた勧告・提言について、規制制度の改善に取り組む。

11 3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

12 (基本的考え方)

- 14 ● 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な
15 実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。
- 16 ● 核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

17 (戦略)

18 (1) 核セキュリティ対策の推進

- 20 ● 改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑
21 な立ち上げを図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適
22 切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な
23 事象を発生させない。
- 24 ● 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、
25 規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 26 ● 国内外の動向等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

27 (2) 保障措置の着実な実施

- 29 ● 日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維
30 持する。
- 31 ● 我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、
32 国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。

33 (3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化

- 35 ● 安全対策、核セキュリティ対策、保障措置は、それぞれが相互に干渉する場合
36 があることから、業務上のルール策定等に継続的に取り組む。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(基本的考え方)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。

(戦略)

(1) 廃炉に向けた取組の監視

- 実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。

(2) 事故の分析

- 事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。
- 関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。

(3) 放射線モニタリングの実施

- 事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(基本的考え方)

- 最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。
- 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など~~放射線防護~~緊急時対応のための制度を継続的に改善する。
- 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。

(戦略)

(1) 放射線防護対策の推進

- IAEA、国際放射線防護委員会（ICRP）等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。

- 1 ● 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の
2 在り方について検討する。
3
- 4 (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善
- 5 ● 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設に
6 おいて、安全上重大な事象を発生させない。(放射性同位元素等規制法に関する
7 核セキュリティに係る目標は3. を参照)
- 8 ● 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。
9 また、施設の特徴を踏まえたグレーデッドアプローチの積極的な適用などによ
10 り、規制体系とその運用を継続的に改善する。
11
- 12 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善
- 13 ● 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、
14 最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内
15 閣府（原子力防災担当）等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図
16 る。
17
- 18 (4) 危機管理体制の整備・運用
- 19 ● 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配
20 置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアル、通信ネットワ
21 ーク等の設備を整備・運用する。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシ
22 ナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的
23 に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRS の
24 指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実
25 施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。
- 26 ● 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査におい
27 て想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓
28 練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。
- 29 ● 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。
30
- 31 (5) 放射線モニタリングの実施
- 32 ● 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して
33 測定結果に関する情報提供を行う。
- 34 ● 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体
35 制の強化を図る。

令和 2 年 1 月 8 日 第 51 回原子力規制委員会資料 1 (抜粋)

次期中期目標案について (第 5 回)

令和 2 年 1 月 8 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和元年 12 月 25 日の第 50 回原子力規制委員会において、第 2 回政策評価懇談会における外部有識者からのご意見を報告し、事務局に原子力規制委員会第 2 期中期目標案の作成が指示された。

2. 原子力規制委員会第 2 期中期目標案について

原子力規制委員会第 2 期中期目標案については別添のとおり。

3. 今後の予定

(令和 2 年 1 月 14 日 ~ 21 日 IRRS フォローアップミッション)
令和 2 年 2 月頃 原子力規制委員会にて次期中期目標を決定

〈資料一覧〉

別添 原子力規制委員会第 2 期中期目標 (案)
参考資料 1 第 2 回政策評価懇談会資料 (抜粋)
参考資料 2 原子力規制委員会第 1 期中期目標

以上

別添

原子力規制委員会
第2期中期目標
(案)

令和2年 月制定
原子力規制委員会

前文

原子力規制委員会の中期目標は、組織内のマネジメントを効果的・効率的に行う観点から、委員会の多岐に渡る施策を体系化し、それらの方向性やプライオリティを示すために作成している。この中期目標に沿って毎年度策定する年度重点計画により施策の目標を具体化し、その実施結果を評価することで、いわゆる PDCA サイクルを回し、継続的な改善を図っている。

そして、原子力規制行政への信頼の回復は、これらの各施策の着実な実施を通じて実現される究極の目標であると考えている。

第 1 期中期目標期間の取組について総括すると、まず独立性・中立性・透明性の確保については、組織理念を定め、これに基づき公開議論を徹底し、科学的・技術的見地から意思決定する姿勢が定着した。原子力施設の安全規制に関しては、速やかに新規基準を策定し、適合性審査を進めるとともに、検査の実効性の向上を狙った制度改正を行った。核セキュリティ対策及び保障措置の分野では、国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）の受入れ、個人の信頼性確認制度の導入、IAEA による保障措置拡大結論の維持などの確な対応を行ってきた。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関する実施計画の審査や中期的リスクの低減目標マップの策定・改定を通じて、廃炉に向けた取組の監視を継続している。放射性同位元素等の規制に関しては、事業者からの許可申請の審査等を行うとともに、制度面では特定放射性同位元素の防護の規制を強化した。そして、全国各地における放射線の計測を確実に実施するとともに、防災訓練等を通じて原子力規制委員会の危機管理体制を充実させてきた。

組織及び体制についてみると、発足当初 473 人に過ぎなかった原子力規制庁の定員は、独立行政法人原子力安全基盤機構等の統合、内閣府原子力防災担当の創設、原子力安全人材育成センターの設置などを経て、平成 31 年度当初定員では 1056 人に達している。この間、平成 27 年度に原子力規制委員会設置法の附則に基づく組織の見直しが行われ、さらに平成 27 年度及び令和元年度に IAEA の総合規制評価サービス（IRRS）による安全規制及び組織体制全般についての多角的な評価を受け、その結果を踏まえた改善を図ること等によって、規制基盤の改善に繋げてきた。

このように、第 1 期中期目標の期間で、原子力規制行政の礎を固めることができたといえよう。これに対し、第 2 期中期目標期間は、原子力規制検査など着手して間もない取組を定着させたり、グレーデッドアプローチの更なる適用やバックフィット制度の更なる体系化を図ったりするなど、規制を洗練させる期間と捉えられる。加えて、組織面では、将来にわたって、様々な規制ニーズに的確に対応し、安全規

1 制等を確実に引き続き進めるために、新たな課題にしなやかに対応できる組織作りを進
2 めることが肝要である。そのような組織作りの一環として、原子力規制庁の個々の
3 職員が、いわゆる官僚主義に陥らずに、主体的に考え、課題に取り組むような組織
4 文化を育む期間とも捉えられる。

5
6 第2期中期目標は、第1期に引き続き規制等の主要な活動に対応した構成となっ
7 ており、本質的に第1期から大きく変えていない。ただし、上述の問題意識から、
8 各施策の内容には、確実かつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、新たな
9 取組や、数十年後をも見据え、原子力規制委員会がミッションを果たし続けるため
10 にこの5年間で備えるべきことに関する目標も盛り込んだ。

11
12 原子力規制委員会は、この中期目標を起点とするPDCAサイクルにより継続的な改
13 善を図るとともに、これらの目標を達成することを通じて、その任務を果たし続け、
14 国民の原子力規制行政への信頼の回復に努めることとする。

1 第1 中期目標期間

2 2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年間とする。

5 第2 組織目標

6 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

9 第3 施策目標

11 1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

12 (基本的考え方)

- 14 ● 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸
15 外国及び国際機関との連携・協力等を図る。
- 16 ● 人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。

17 (戦略)

18 (1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 19 ● 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。
- 20 ● 透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上を
21 はじめとして、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果た
22 す。多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホ
23 ルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。
- 24 ● 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機
25 意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に
26 問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。
- 27 ● 安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を継続するとともに、
28 その現状を自己評価する。

29 (2) 規制業務を支える業務基盤の充実

- 30 ● IRRS の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながる
31 よう、マネジメントシステムを見直し、組織全体に定着させる。
- 32 ● 国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、原子力安全、核セキュ
33 リティの向上や保障措置の着実な実施に貢献する。
- 34 ● 適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をと
35 もに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。
- 36 ● 各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つ
37
- 38

1 ポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織の機能が全体として中長期的に持
2 続可能となるよう、組織体制及び人員態勢等の資源配分を不断に見直す。

- 3 ● 情報システムの利用による効率化等を通じ、バックオフィス機能の充実を図る。
- 4 ● 訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正
5 に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を
6 適切に行う。

7 8 (3) 職員の確保と育成

- 9 ● 職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高
10 い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保
11 するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。
- 12 ● 新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、志望者の
13 裾野を拡大するための取組を行う。
- 14 ● 日々の OJT に加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関
15 への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育
16 成に当たっては、行政事務能力（法令事務、国際業務等）と原子力規制に必要な
17 専門技術的能力（技術知識、緊急事態対応等）とのバランスを念頭において進め
18 る。
- 19 ● 職員に適切なキャリアパスを提供することにより、その能力を最大限に発揮さ
20 せるよう努める。
- 21 ● 業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイス
22 が実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケ
23 ーションを実現するための環境の整備を進める。
- 24 ● 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織
25 との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員
26 の人材育成を図る。

27 28 29 2. 原子力規制の適正な実施と技術基盤の強化

30 31 (基本的考え方)

- 32 ● 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を適正に実施する。
- 33 ● 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国
34 内外の情報の収集を行う。
- 35 ● 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。

36 37 (戦略)

38 (1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

- 1 ● 法定の審査及び検査を適正に実施することにより、規制対象の施設において、
2 安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は
3 3. を参照)
- 4 ● 事業者による安全性向上評価の適正な確認や、審査や検査などにおける事業者
5 とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
- 6 ● 原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を適正に
7 行う。
- 8 ● 使用済燃料について、より安全性の高い乾式貯蔵を促す。
- 9
- 10 (2) 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善
- 11 ● 規制課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。ま
12 た、国際共同研究を積極的に活用する。
- 13 ● 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。
- 14 ● 新規規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等につい
15 て、具体化や明確化を図る。
- 16
- 17 (3) 改正原子炉等規制法の着実な施行
- 18 ● 原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着を図り、検査の効果及
19 び効率を向上させる。
- 20 ● 事業者における品質管理体制等の強化を狙った各種許認可制度について、円滑
21 に立ち上げるとともに、適正に運用する。
- 22
- 23 (4) 規制活動の継続的な改善及びニーズへの対応
- 24 ● 原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
- 25 ● バックフィット制度¹について、これまでの実績を踏まえ、円滑かつ効果的に制
26 度が運用できるよう、改善点の抽出や制度の体系化等に留意して運用する。
- 27 ● リスク情報を活用したグレーデッドアプローチ²の積極的な適用により、安全上
28 の重要度に応じて規制要件などを見直す。
- 29 ● 事業者において様々な放射能レベル・様々な核種の廃棄物の処理・処分を円滑
30 に進めることができるよう、規制面の対応を進める。ウラン廃棄物の処分につ
31 いては、実効的な基準等を整備する。

¹ バックフィット制度とは、新たな知見等を基準に反映すること等により、既設の原子力施設に
対して最新の基準への適合を求める仕組みをいう。

² グレーデッドアプローチとは、安全上の重要度その他の原子力施設の特徴に応じた規制上の取
扱いをいう。

3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(基本的考え方)

- 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。
- 核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

(戦略)

(1) 核セキュリティ対策の推進

- 改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げを図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を適正に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 国内外の動向等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

(2) 保障措置の着実な実施

- 日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論³を維持する。
- 我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化

- 安全対策、核セキュリティ対策、保障措置は、それぞれが相互に干渉する場合があることから、業務上のルール策定等に継続的に取り組む。

³ 保障措置拡大結論とは、IAEA による保障措置活動についての評価において、申告された核物質について平和的な原子力活動からの軍事転用の兆候は見られず、未申告の核物質又は活動の兆候も見られないことから、すべての核物質が平和利用の範囲とみなされると評価されることをいう。初めて拡大結論が導出された 2003 年に行われた保障措置活動についての評価以降、日本は毎年継続して当該結論を得ている。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(基本的考え方)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。

(戦略)

(1) 廃炉に向けた取組の監視

- 実施計画の審査及び施設の検査を適正に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的計画的にリスク低減を促進する。

(2) 事故の分析

- 事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。
- 関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。

(3) 放射線モニタリングの実施

- 事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(基本的考え方)

- 原子力利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を適正に実施する。
- 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など放射線防護や緊急時対応のための制度を継続的に改善する。
- 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。

(戦略)

(1) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

- 法定の審査及び検査を適正に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3. を参照)

- 1 • 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。
2 また、施設の特徴を踏まえたグレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、
3 規制体系とその運用を継続的に改善する。
4
- 5 (2) 放射線防護対策の推進
- 6 • IAEA、国際放射線防護委員会（ICRP）等の最新の基準、安全研究の成果、放射線
7 審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。
8 • 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の
9 在り方について検討する。
10
- 11 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善
- 12 • 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、
13 最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内
14 閣府（原子力防災担当）等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図
15 る。
16
- 17 (4) 危機管理体制の整備・運用
- 18 • 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配
19 置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアル、通信ネットワ
20 ーク等の設備を整備・運用する。複合災害を含む様々なシナリオによる防災訓
21 練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することによ
22 り、緊急時対応能力の維持・向上に努める。
23 • 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査におい
24 て想定していた事故シナリオにとれられない多様な事故シナリオによる対応訓
25 練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。
26 • 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。
27
- 28 (5) 放射線モニタリングの実施
- 29 • 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して
30 測定結果に関する情報提供を行う。
31 • 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体
32 制の強化を図る。

原子力規制委員会 第 1 期中期目標

平成 2 7 年 2 月制定
平成 2 9 年 3 月改定
原子力規制委員会

1. 中期目標期間

中期目標の期間は、2015年4月1日から2020年3月31日までの5か年間とする。

2. 組織目標

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

3. 施策目標

(1) 原子力規制行政に対する信頼の確保

■ 基本的考え方

原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。

■ 戦略

○ 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

- ・ 独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた行動規範等を厳格に運用する。意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底し、説明責任を果たす。また、被規制者との安全性向上に係る意見交換、行政手続法で要求されない案件についても積極的にパブリックコメントを募ること、国際アドバイザーとの意見交換などにより、国内外の多様な意見に耳を傾ける。

○ 組織体制及び運営の継続的改善

- ・ 2015年から本格運用を開始するマネジメントシステムについて、安全文化の醸成や規制の改善につながるものとなるよう継続的改善を行いつつ組織全体に定着させる。
- ・ 国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の国際ピアレビュー（総合的規制評価サービス（以下「IRRS」という。）の受入れ等を通じ、原子力規制に係る組織体制及び運営を継続的に改善する。また、緊急時対応評価（EPREV）

の受け入れに向けた検討を行う。

- ・ 中期目標を達成するため、実効的で効率的な組織体制となるよう資源配分を不断に見直す。

○ 国際社会との連携

- ・ IAEA、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)等と連携して、一貫性、継続性、安定性をもって積極的な国際活動や我が国の原子力規制への反映を行うとともに、国際的に通用する人材を育成する。
- ・ 規制当局による二国間協力の取決めに基づく活動や原子力導入新興国の規制当局との協力等を通じ、国際的な原子力安全の向上に貢献する。

○ 法的支援・訴訟事務への着実な対応

- ・ 原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について関係機関と連携しつつ着実に対応する。

(2) 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

■ 基本的考え方

原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。

■ 戦略

○ 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

- ・ IRRSの指摘や諸外国の規制制度(検査制度、廃止措置制度等)、被規制者との安全性向上に係る意見交換も参考にしつつ、望ましい規制制度や検査の運用のあり方について検討し、必要に応じて制度整備を行う。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故後の放射線に関する各種課題に対応するため、最新の国際的な知見も踏まえて、緊急作業に従事する者の被ばく制限のあり方等を見直す。

- 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施
 - ・ 特定重大事故等対処施設を含め、新規規制基準への適合性審査・検査を厳正かつ適切に進める。
 - ・ 個別の原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策等の評価などの対応を厳正かつ適切に進める。
 - ・ 発電用原子炉の高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度を厳正かつ適切に運用する。
 - ・ 審査等の十分な透明性の確保、審査結果の科学的・技術的な内容に関する丁寧な説明を行う。
 - ・ 原子炉等規制法に基づき事業者から提出される総合安全評価について適切に確認し、事業者の自主的取組みを促進させる。
 - ・ 放射線障害防止法に基づく審査や検査を厳正かつ適切に実施する。また、放射線障害防止法の規制を受けている事業所における事故時の体制等について、IAEA等の国際的な議論も踏まえて、望ましい規制制度の検討を行い、制度整備を行う。

- 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携
 - ・ 安全対策と核セキュリティ対策は、一方の対策が他方に干渉する可能性があることから、相互に阻害する影響を及ぼさないための効率的かつ調和をとった連携を行う。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

■ 基本的考え方

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。

■ 戦略

○ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

- ・ 特定原子力施設に係る実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局の立場として技術的観点から東京電力を積極的に指導し、監視する。

○ 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析を継続的に実施し、科学的・技術的知見を抽出して国内の規制に反映させる。またそれらを海外にも積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動にも参加することにより、国際的な原子力の安全向上に貢献する。

○ 放射線モニタリングの実施

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、福島県を中心に陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供する。

(4) 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

■ 基本的考え方

最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。

■ 戦略

○ 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

- ・ 安全研究の実施や国内外の情報の収集・分析等により得られた最新の科学的・技術的知見、IAEA等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて規制基準を継続的に改善する。

○ 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

- ・ 規制課題を踏まえて安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。特に、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程における規制課題、重大事故に至る共通原因故障を引き起こす自然現象への対策及び重大事故等対策に係る科学的・技術的知見の拡充並びにこれらを支える技術基盤の整備に重点を置く。また、安全研究の実施に当たっては、国際共同研究を積極的に活用する。
- ・ 国内外の最新の情報を収集・分析し、国内の規制に反映すべき科学的・技術的知見を抽出する。

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析を継続的に実施し、科学的・技術的知見を抽出して国内の規制に反映させる。またそれらを海外にも積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動にも参加することにより、国際的な原子力の安全向上に貢献する〈再掲〉

○ 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

- ・ 組織としての専門性を維持し、専門的な知識を有する職員を安定的に各業務に配置することを念頭に、職場の魅力を高めつつ、新卒に加え、実務経験者の採用の実施と実務経験者の数が不足する分野での内部育成を効果的に組み合わせることにより、規制実務を担うことができる人材を確保する。
- ・ 人材育成の基本方針に従い、研修体系（OJTを含む）を整備し、かつベテランの知識・経験が活かされるように知識の共有・伝承や、職員の知識・技量の管理等による人材育成の仕組みを確立する。
- ・ 職員の能力向上の取組の意欲を引き出すため、専門的な知識と経歴等を要する職務と責任に応じた処遇を行う。

(5) 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

■ 基本的考え方

核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。

■ 戦略

○ 核セキュリティ対策の強化

- ・ 核セキュリティ上の課題として、個人の信頼性確認制度の導入、輸送時の核セキュリティ対策、放射性同位元素及び関連施設の核セキュリティ等について検討・制度化し、円滑に施行する。
- ・ IAEAの最新の核物質防護に関する勧告等を踏まえ強化を図った事業者の防護措置の状況について、核セキュリティ文化の醸成やサイバーセキュリティ対策も含め核物質防護規定の審査、核物質防護検査等において厳正かつ適切に確認する。

○ 保障措置の着実な実施

- ・ IAEA及び二国間原子力協力協定締約国との良好な意思疎通を図りつつ、IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行し、併せて我が国の着実な取組を積極的に発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、また国際的な原子力の平和利用に貢献する。

○ 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

- ・ 安全対策と核セキュリティ対策は、一方の対策が他方に干渉する場合があることから、相互に阻害する影響を及ぼさないための効率的かつ調和をとった連携を行う。〈再掲〉

(6) 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化

■ 基本的考え方

原子力災害対策指針を含めた放射線防護のための制度を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。

■ 戦略

○ 放射線防護対策の充実

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、現行の原子力災害対策指針において課題とされている点について検討を進め、結果を指針に反映する。
- ・ 放射線防護に係る安全研究を推進するとともに、放射線審議会からの意見具申を踏まえつつ、最新の知見の国内法令への取り入れを進める。また、放射線審議会の事務を円滑に進める。
- ・ 原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制を整備する。また、訓練等を通じて緊急時対応能力の向上に努める。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、福島県を中心に陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供する。〈再掲〉
- ・ 環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視と関係者と連携して測定に

関する情報提供を行う。

○ 危機管理体制の充実・強化

- ・ 原子力規制委員会の危機管理体制を整備・運用するとともに、複合災害が発生した場合の初動体制やシビアアクシデントに至った場合の対応など、様々な事象を想定した国及び地方自治体を実施する防災訓練に参加し、原子力規制委員会の緊急時対応能力の向上に努める。
- ・ 原子力事業者が事業者防災業務計画に基づき実施する訓練への参加などを通して、原子力規制委員会及び原子力事業者の緊急時対応能力向上に努める。
- ・ 災害対応を支援する通信ネットワーク設備について、脆弱性評価を実施するとともに機材・機能を見直し、運用の在り方を検討する。また、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、サービス継続性向上の観点から見直すとともに、緊急時モニタリング結果を迅速に把握するための機能を追加する。